



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



今日はおにぎりの日

2014. 11
No. 126

第3回定例報告	P 2～3
平成25年度決算状況	P 4
一般質問	P 5～13
議会日誌	P 14

定例会報告

平成26年度各会計補正予算等を審議する第3回定例会は、9月5日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

9月16日に再開し、3名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、9月19日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予算》

○平成26年度一般会計補正予算
役場庁舎建設工事費約6千2百万円などを追加補正しました。

○平成26年度一般会計補正予算
公共用施設維持修繕・維持補修積立金2千万円などを追加補正しました。

○平成26年度国民健康保険特別会計補正予算
国庫支出金超過交付返納金約4千万円などを追加補正しました。

○平成26年度介護保険特別会計補正予算
介護保険システム更新業務委託料1千9百円などを追加補正しました。

《条例設定・改正》

○住所表示の変更に伴う関係条例の整理に関する条例設定

戸籍事務の電算化に伴う所要の改正をするため、住所表示の変更に伴う関係の条例を設定しました。

○岩内町地域交流センター条例設定

岩内町地域交流センター設置及び管理について、必要な事項を定めるため条例を設定しました。

○岩内町いじめの防止等に関する条例設定
いじめ防止対策推進法の施行に伴い、岩内町いじめの防止等に関する条例を制定しました。

○岩内町民体育館条例設定

岩内町民体育館の設置及び管理について、必要な事項を定めるため条例を設定しました。

○岩内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例設定

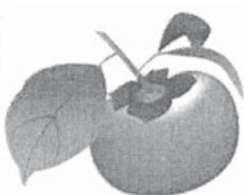
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準等を定めるため条例を設定しました。

○岩内町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例設定

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準等を定めるため条例を設定しました。

○岩内町税条例の一部を改正する条例設定
地方税法条等の一部改正に伴い、法人町民税の法人税割の税率の引き下げ並びに軽自動車税の税率の引き上げ等について、所要の改正をしました。

○岩内町手数料条例の一部を改正する条例設定
戸籍事務の電算化に伴い、所要の改正をしました。



教育委員 山出博之氏に同意

《その他》

○工事請負契約の変更
 役場庁舎等建設建築主体（1工区）工事の変更を行うため、契約金額の変更につき議会の議決を得ました。

○工事請負契約の変更
 役場庁舎等建設建築主体（2工区）工事の変更を行うため、契約金額の変更につき議会の議決を得ました。

○工事請負契約の変更
 役場庁舎等建設電気設備（強電）工事の変更を行うため、契約金額の変更につき議会の議決を得ました。

○岩内・寿都地方消防組合規約の変更
 岩内・寿都地方消防組合規約を一部変更しました。

○岩内地方衛生組合規約の変更
 岩内地方衛生組合規約を一部変更しました。

○北海道市町村職員退職手当組合規約の変更
 北海道市町村職員退職手当組合規約を一部変更しました。

《認定》

○平成25年度一般会計歳入歳出決算認定

○平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○平成25年度水道事業会計歳入歳出決算認定

○平成25年度下水道事業会計歳入歳出決算認定
 平成25年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

《人事》

○教育委員会委員の任命同意
 山出博之氏の任命に同意しました。

審議した意見書

○林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

○集团的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP
<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

平成25年度一般会計歳入・歳出決算額内訳表

歳入

(単位:千円)

科 目	当初予算額	予算現額	収入済額
1. 町 税	1,204,423	1,204,423	1,222,201
2. 地 方 譲 与 税	51,000	51,000	48,499
3. 利 子 割 交 付 金	4,000	4,000	3,332
4. 配 当 割 交 付 金	1,500	1,500	2,894
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	300	300	3,944
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	145,000	145,000	140,491
7. 自 動 車 取 得 税 交 付 金	8,000	8,000	12,454
8. 地 方 特 例 交 付 金	3,000	3,000	2,797
9. 地 方 交 付 税	2,870,000	2,870,000	2,984,339
10. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,100	2,100	1,828
11. 分 担 金 及 び 負 担 金	51,178	51,178	47,189
12. 使 用 料 及 び 手 数 料	282,070	282,070	275,514
13. 国 庫 支 出 金	495,595	556,819	518,245
14. 道 支 出 金	636,142	804,108	770,567
15. 財 産 収 入	24,803	24,803	29,756
16. 寄 附 金	2	3,492	3,500
17. 繰 入 金	185,150	196,260	49,374
18. 繰 越 金	126,555	292,897	387,242
19. 諸 収 入	149,782	149,782	152,357
20. 町 債	849,400	925,900	753,616
計	7,090,000	7,576,632	7,410,139

歳出

(単位:千円)

科 目	当初予算額	予算現額	支出済額
1. 議 会 費	76,579	76,579	72,935
2. 総 務 費	630,537	778,008	673,217
3. 民 生 費	1,649,047	1,703,740	1,579,262
4. 衛 生 費	383,448	418,585	391,935
5. 労 働 費	20,023	20,337	20,187
6. 農 林 水 産 業 費	36,939	65,681	60,603
7. 商 工 費	193,278	209,489	202,597
8. 土 木 費	948,826	1,134,714	1,002,674
9. 消 防 費	386,556	389,003	375,763
10. 教 育 費	385,708	411,588	378,745
11. 公 債 費	1,252,540	1,252,540	1,245,996
12. 職 員 給 与 費	1,102,951	1,102,951	1,068,740
13. 予 備 費	23,568	13,417	0
計	7,090,000	7,576,632	7,072,654

岩内町の会計には、一般会計、特別会計、公営企業会計があります。
 今回は、一般会計について掲載いたしました。
 なお詳細については、広報11月号をご覧ください。

一般質問 (要約)

9月16日、17日 3名の議員による一般質問が行われました。

谷口 雅史 議員 (公明党)

わが町の人口減少に

歯止めを

■質問■

岩内町の人口推移は減少の一途をたどり、2014年の国勢調査によると、人口は14,451人、65歳以上の高齢化率は30・36%と、人口減少と少子高齢化に歯止めがかからない状況にあり、定住人口の確保は、岩内町を含めた過疎地域共通の重要課題と考えるが、

1、町の人口減少について町長の考えは。

2、他の自治体の若者の定住促進制度の新設について、町長の所見は。

3、総務省で推進している地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民生活支援など「地域協力活動」

に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献する地域おこし協力隊の導入は可能なのか。

4、岩内町として、定住促進のための施策はどのようなものがあるのか。

また、今後計画されている施策があるのか。

■町長■

1、本町の人口の推計結果を見ると、2010年の総人口は14,451人、このうち、若年女性性は1,348人。

2040年での総人口は6,734人、このうち、若年女性性は383人であり、若年女性の減少率は、71・6%となつて

おり、町にとって厳しい推計結果と認識している。

町としては、これまでも、総合計画等に搭載している各種の施策により、人口減少速度を緩める取り組みを展開しているが、歯止めがかからない状況にある。

しかし、地方の人口減少問題については、雇用の場の確保による安定した収入の維持、子供を産み・育てる環境や医療環境の充実、さらには年金制度など、老後の安心した生活確保の問題など、地方だけの取り組みには限界があることも事実で、産業活動も含めた全体の国民生活向上の観点から、国において、しっかりと道筋を示す必要があると考えている。

いずれにしても、人口減少問題は自治体の維持・存続に係る課題でもあり、北海道において本年度中に取りまとめる予定の「人口減問題への取り組みの指針」の推移を注視し、住みよい町づくりに努める。

2、若者の定住促進については、子育て環境や生活環境の整備に加え、雇用の場が確保され、安定した収入が得られるのか、そして老後においても安心して住み続けられる社会環境が整っているのかなど、様々な要素の充足が必要になるものと考えている。

いずれにしても、若者の定住促進も含めた各種の人口減少対策については、前段で申し上げたよ

うに、町としての独自の取り組みに限界はあり、他の自治体での事例なども参考にしながら、住みよい町づくりに努める。

3、町としては、地域おこし協力隊についても、人口減少対策の一つと認識しており、実施に当たっては、課題抽出し、関係機関や地域住民等との調整など、地域全体で責任を持った受け入れ体制の構築が必要となるため、住みよい町づくり全体の中での検討課題としたい。

4、町に安心して住み続けるためには、安定した収入の維持、子育て環境や医療環境の充実、老後の安心した生活の確保などが、基本的な要素と



電線共同溝・無電柱化

の整備を

して必要と考える。

この考えのもと、住み良い町づくりが定住につながるとの観点から、産業の振興、福祉・教育・医療の充実など、町政の各般にわたり事務事業を展開してきたところである。

今後においても、基本的な考え方に変わりはないが、個別具体の施策については、これまで整備を進めてきた施設・設備を含めた地域資源の活用を進め、町にあった施策を検討したいと考えている。

■質問■

1、町単独で、電線共同溝・無電柱化はできるものではないが、各機関に働きかけ、事業化することでもリットが生まれると思うが、町長の所見を伺う。

2、電線共同溝による無電柱化を推進することで、道道66号線・道道286号線交差点付近でのカラス被害による不衛生な状態も解消されると思うが、町長の所見を伺う。

■町長■

1、電線共同溝・無電柱化は、国においても優れた耐震性や、景観向上などのメリットから、積極的に推進している事業であると認識している。

この電線共同溝・無電柱化の整備には、第一段階として該当する路線を無電柱化する路線に位置

付けし、地域合意形成を整え、当該路線の無電柱化計画を無電柱化推進検討会議に諮る必要がある。

次に第二段階として、電線管理者と協議するため、地方ブロック無電柱化協議会北海道支部に諮り、電線管理者の合意を得て、電線共同溝整備道路の指定を受けることになる。

この道路指定までのプロセスが重要であり、加えて、電線共同溝・無電柱化整備後の問題として、引き込みケーブル等の施設に対する個人負担が発生し、その費用負担の同意が、沿線住民すべてから得られるかなどの課題も指摘されている。

このため、町として、有効な事業となるかの判断をするための、国・道からの情報収集に努める。

2、道道岩内洞爺線と道道岩内蘭越線の交差点において、仮に電線共同溝の整備が行われる場合には、事業実施に伴う副次的効果として、カラス被害の解決に一定の効果も期待できるものと考えている。



大田 勤議員（日本共産党議員団）

泊原発・事業者防災計画 から見える北電の 安全認識について



■質 問■

1、使用済み燃料ピットに対する町の所見は。

いるか。また、放射能放出状態は、使用済み燃料ピットでは防ぐことはできないのか。

2、使用済み燃料ピットの安全対策については十分と思っているか。

7、燃料ピットも含め、安全機能が保持できるのか。

3、一、二号機の燃料ピットは安全上重要な構築物ではないのか。

8、燃料ピットの構築位置は、福島4号機と同じと理解してよいのか。

4、三号機の燃料ピットは安全上重要な構築物ではないのか。

9、ピットの底部は地上何メートルにあるのか。

5、補助給水ピットは安全上重要な構築物として、どのような対策が取られているのか。

10、泊原発の使用済み燃料ピットの底部、壁などの補強は必要ないのか。

6、放射能放出事態での燃料ピット構造物はこのような状況を想定して

11、泊一、二、三号機の燃料ピットは構造上安全

16、汚水タンクは、何

17、地下水を止水できないのに、再稼働すべきではないと思うが所見を。

12、ピット内の使用済み燃料集合体での局所的な爆発にも、使用済み燃料の燃料取扱棟や貯蔵施設は対応できるのか。

■町 長■

1、2、7、使用済み燃料ピットについては、使用済み燃料の特性を踏まえながら、再処理に係る搬出までの期間、安全かつ安定的に保管する役割を担っている施設であり、原子力発電所の施設として、重要かつ必要な施設であると認識している。また、その安全対策については、福島第一原発事故を踏まえた新規制基準への適合性審査が継続中であり、その結果については、原子力規制委員会が判断される事になっていく。

3、4、5、事業者防災業務計画においては、原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する基準が各種定められているが、この基準の一つとして、燃料プールに関する異常、火災又は溢水の発生が規定されている。火災又は溢水の発生は、重要区域における火災又は溢水の発生をあげており、重要区域の範囲については、安全上重要な構築物、系統又は機器を設置する区域としている。この安全上重要な構築物、系統又は機器一覧の中には、使用済み燃料ピットは含まれていない。

関する異常の判断基準として、使用済み燃料ピットの水位が一定の水位まで低下する事象を想定していることによるものである。なお、北海道電力では、使用済み燃料ピットについては発電所の安全上重要な機器であることから、事業者防災業務計画における表記方法等について、今後、検討したいとのことである。

また、燃料取替用水タンク、補助給水タンク等の安全上重要な構築物の安全対策については、新規制基準に基づき火災及び溢水等の対策を実施しているとのことである。

これは、使用済み燃料ピットは、燃料プールに

岩内町のゴミ収集事業

ごひらて

6、使用済み燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出事態における、使用済み燃料ピットについては、ピット内の水位の低下を想定しており、使用済み燃料ピット内で放射線放出事態に至らぬよう、水位や温度等の監視を行っているとのことである。

13、事業者防災業務計画における安全上重要な構築物、系統又は機器と使用済み燃料ピットとの関係については、安全対策については、新規制基準への適合性審査が継続中であり、審査の過程における様々な指摘等については、電力事業者として真摯に対応して頂きたいと考えている。

8、9、10、11、12、泊発電所の使用済み燃料ピットの底部は、海抜約20m程度に位置しており、沸騰水型と加圧水型の違いから、燃料ピットの構築位置は、かなり異なっている。

福島第一原発は沸騰水型で、原子炉建屋内の高い位置に使用済み燃料ピットを設置し、泊発電所は加圧水型で、原子炉建屋とは別棟の燃料取扱棟の中に設置しているとのことである。

14、15、16、北海道電力においては、泊発電所敷地内での汚染水の貯水タンクの設置場所や面積、貯水量の積算等が行っていないとのことである。

17、泊発電所については、現在、原子力規制委員会において、新規制基準への適合性審査が継続中であり、まずは、審査の推移を注視する必要がありと考えており、再稼働については予断をもつて答弁する段階にはないものと考えている。

規制委員会が判断される

■質問

1、有料化の目的はどの程度達成されたと考えられているか。

2、有料化前と有料化後の家庭系ゴミの排出量の推移は。

3、有料化直前のゴミの排出量を抜いて、6年間の家庭ゴミの排出量は。

4、有料化後、ゴミの排出量は減少したのか。

5、町における不法投棄の現状と対策は。

6、ゴミ不法投棄監視パトロールが廃止になったが、今までのように対応出来ているのか。

7、分別収集開始後の燃やせるゴミ、燃やせないゴミの量的推移は。

8、生ゴミ堆肥化容器や家庭用電動生ゴミ処理機の普及状況。生ゴミは減少しているのか。

9、ゴミの収集場所の数は。

10、ゴミ収集場所設置等、取り組んでいる町内会や住民の協力で設置された置き場の修理や回収のための補助金を出す考えはないか。

11、指定ゴミ袋作成経費は。

12、年間のゴミ袋売り上げ額は。

13、指定ゴミ袋の手数料収入はどのように使われているか。

14、消費税がアップされ、ゴミ袋の販売価格は。

15、資源ゴミの回収で得た収益の毎年度の金額は。収集運搬経費や収集作業所の維持管理費などにいくら使われているか。

16、資源ゴミの回収で得た収益はどのように使われているか。

17、収益を住民に還元すべきではないのか。

18、資源物収集場所設置の自治会や共同置き場設置住宅への奨励金としても還元すべきでは。

19、指定ゴミ袋として住民への還元などを考えるとはどうか。

20、ゴミ減量のために努力している住民にその成果を適正に配分するのが行政の仕事ではないのか。

■町長

1、2、3、4、家庭系ゴミの有料化は、ゴミの減量化と資源化のため、プラスチック製容器包装収集と同時に、平成20年6月より実施した。

家庭系ゴミの推移は、岩内地方衛生組合では家庭系のみを排出量を出していないので、事業系も含めお答えするが、有料化前の平成19年度が7、506トンで有料化後は、平成20年度が6、644トン、平成21年度が4、935トン、平成22年度が4、869トン、平成23年度が4、819トン、平成24年度が4、740トン、平成25年度が4、922トンである。有料化直後にゴミが減少し、一定程度は目的を達成したが、その後は人口減少と比べ目立った減少がなく、有料化後のリバウンド傾向が懸念さ

れる。

今後とも、さらにゴミの減量化と資源化を進める、より地道で継続的な取り組みが必要であり、広報等で啓発を行い、住民の皆さんの理解と協力を得られるよう努力していく。

5、6、ゴミ有料化で不法投棄が増加傾向のため、職員パトロール、緊急雇用対策による監視巡回業務を実施、広報等によるゴミ排出ルールの徹底、看板等の設置など、関係機関の協力もいただし不法投棄の抑止に努めてきた。

本年度は、緊急雇用対策事業が終了し、監視巡回業務の発注はないが、職員による監視パトロールを実施し、住民の皆さんからの情報を元に、より効率的で迅速な対応に努めている。

今後も、岩内警察署と連携し、悪質な場合は毅然として対応するとともに、広報等による啓発などに積極的に取り組む。

7、現行の資源物収集

となった平成20年度分から、燃やせるゴミは、平成20年度が5,118トン、平成21年度が4,288トン、平成22年度が4,150トン、平成23年度が4,070トン、平成24年度が4,010トン、平成25年度が4,054トンであり、燃やせないゴミは、平成20年度が1,526トン、平成21年度が647トン、平成22年度が719トン、平成23年度が749トン、平成24年度が730トン、平成25年度が868トンである。

8、平成21年度から平成25年度までの助成は、生ゴミ堆肥化容器が10台、家庭用電動生ゴミ処理機が2台となっている。

助成状況から、生ゴミ資源化の進展は見られないが、平成22年度に前年比で約43%減少した以降、極端な増加はないと聞いている。

9、ゴミ収集は戸別収集のため、その収集場所は千箇所を超えると思わ

れるが、町では把握していない。

10、ゴミ収集場所は、かなりの数で、大型で鉄製のものもあり、相当の財政負担が予想され、補助制度の創設は現時点では難しい。

しかし、安定的な収集体制の維持に、共同設置は避けられない課題で、補助金の必要性を含め、将来に向け検討しなければならぬと考える。

11、12、13、平成25年度実績でお答えする。
ゴミ処理券を含め指定ゴミ袋の作成経費は約393万9千円で、売上げ額は約3,659万1千円である。

指定ゴミ袋の手数料収入は、一般廃棄物処理手数料として収納し、作成経費と販売経費を差し引いた約2,810万6千円を、じん芥収集業務の財源としている。

14、指定ゴミ袋の価格は、岩宇四か町村で統一

しており、見直しは協議が必要となるが、現時点で各町村の考え方は明確になっていない。

15、16、収集した資源物は、リサイクルセンターに搬入、選別等の作業後に、業者に買い取られ、岩内地方衛生組合の収入として、平成21年度で約980万円、平成22年度で約1,607万円、平成23年度で約1,676万円、平成24年度で約1,536万円、平成25年度で約1,412万円となっている。

この収入と、資源物の収集運搬経費及び作業所の維持管理費の関係だが、収集運搬経費は町村の負担であり、直接には使われない。作業所（リサイクルセンター）の経費に充てられているとも、各町村の負担金を軽減しているとも言え、使途は特定できるものではなく、ゴミ処理及びリサイクル全体の経費をまかなっているものである。

17、18、19、循環型社会の実現に向けた資源物

収集の円滑な推進に、住民の皆さんの理解と協力を得るため、自主的なりサイクル活動や資源物収集場所を設置する団体に、奨励金を交付している自治体があることは承知している。

本町でも検討すべきと認識しているが、懸案の「その他紙製容器包装」分別収集の財源、ゴミ処理費用の負担状況、奨励金の効果も勘案し、総合的に判断する必要がある。

20、住民の皆さんと町が行ってきた、ゴミの減量化、資源化は、「循環型社会を実現し、豊かで住みやすい地域社会」を作り上げていこうというもので、これが、住民の皆さんと町が為し得る最大の「成果」である。

したがって、事業過程で生ずる収入を、積極的に還元・配分するための補助制度を導入する考えは持っていない。



公営住宅の住み替え

こころ

■質問■

1、住み替え時期を入居許可から10日間程度とした理由は。

2、相当の猶予期間を置いて定める期間が10日間と考えているのか。

3、住民と話し合い入居期日を決めるべきではないか。

4、入居者の意向を聞いて引越期日を決めるべきではないか。

5、住宅の中に何もないことを確認とあるがその詳細は。

6、体調の悪い独居老人には親身に対応すべきではないか。

7、移転費用10万円の算出方法は。

8、移転費用がいつから15万円から10万円に変更されたかの。

9、移転費用がなぜ5万円も減額になるのか。

10、15万円の時の移転経費の明細は。

11、暖房備品は移転費用の中に計算されているのか。

12、公営住宅法で定める限度額17万1千円を移転費用としない理由は。

13、引越費用をどの程度と考えているのか。

14、要綱などを策定し、移転料などで深刻になっている住民の便宜を図るべきではないか。

15、親の介護ができる距離の住居への住み替えなどに配慮すべきではないか。

1、入居期間は規則で10日で、住み替え時は30日となっている。

2、住み替え猶予期間は2ヶ月程度と考えている。

3、引越期間は、個別に決めるのではなく統一であるべきと考える。

4、降雪期を考慮し、入居可能日を11月1日としている。

5、住宅内に何も無いとは、入居時の設備等以外ない状態である。

6、入居者にはきめ細かな対応を心がける。

7、10万円は北海道用対策連絡協議会単価を採用し、算出している。

8、移転費用変更時期は平成17年度からである。

9、減額理由は積算内訳を見直したためである。

10、15万円の明細は、動産7万2千円、移転通知2万7千円、補償費等5万8千円である。

11、移転費用は損害賠償と違い、暖房備品は含まれていない。

12、移転費用の額は、根拠に基づく積算のため、限度額に達していない。

13、引越費用は一概には判断できない。算定額は妥当と考えている。

14、前払い等の情報収集をし、円滑な明け渡しへの支援を行う。

15、住み替え住宅の選定は一定の条件下で考えてほしい。

上水道事業・基本水量の見直しについて

見直しについて

■質問■

1、水道ビジョンの検討内容について。

2、今後の漏水対策は、どのように考えているか。

3、給水原価はいくらと算定しているのか。

4、基本の利用水量見直しに対する所見は。

し、各家庭での給水装置の適切な管理についても啓発を行い、有収率の向上に努める。

3、平成25年度の水道事業の給水原価は、1トンあたり222円である。

4、水道ビジョンでは、基本水量・基本料金を含めた料金体系のあり方について検討し、水道サービスの持続、安全な水道、強靱な水道を実現するために、公営企業として健全な運営を確保するため、必要との判断に至った場合には、様々な観点からの見直しについても、取り組まなければならないものと考えている。

2、町では、引き続き計画的に漏水調査を実施

前田直久議員（市民自治を考える会）

「自治体消滅」問題

について

■質問■

「日本創生会議」が2040年までに自治体の半数が「消滅」するとの推測が大きな波紋を呼んでいるが、自治体の中では、この推計に対し「大げさではないか」とか、「あくまでも試算だ、冷静に受け止めるべき」といった、懐疑派の自治体、その反対に、若年層の生活安定・子育て支援の拡充に加え、人口流出の防止、地方分権推進を進めようとする、「大きな課題だ」という容認派か。

町長の基本的な姿勢認識について伺う。

いずれの立場をとるにせよ、その論拠も合わせて伺う。

■町長■

本町の人口の推計結果を見ると、2010年の総人口は14,451人、このうち、若年女性は1,348人、2040年での総人口は6,734人、このうち、若年女性は383人であり、若年女性の減少率は、71・6%と、7割を超える減少率となっており、町にとって厳しい推計結果であると認識している。

町としては、総合計画等に登載している各種の施策により、人口減少速度を緩める取り組みを展開してきているところであるが、人口減少に歯止めがかかっていない状況である。

しかし、地方の人口減少問題については、雇用の場の確保による安定し

た収入の維持、子供を産み・育てる環境や医療環境の充実、さらには年金制度など、老後の安心した生活確保の問題など、

地方だけの取り組みには限界があることも事実であり、産業活動も含めた全体の国民生活向上の観点から、国において、しっかりと道筋を示し、めす必要があると考えている。

いずれにしても、人口減少問題は自治体の維持・存続に係る課題でもあるので、北海道において本年度中に取りまとめの予定の「人口減問題への取り組みの指針」の推移を注視しながら、住みよい町づくりの参考にしたい。

■再質問■

1、人口推計の手法は、同研究所が国勢調査から推計した将来人口が当たらない事実から、推計手法は確立されていない。そんな状況下での増田推計を町長はどう考えるか。

2、人口減少速度を緩める総合計画の具体的政策名と、歯止めがかからない原因を伺う。

本町の推計結果では、若年女性の減少率が7割を超えており、町にとって厳しい推計結果であると認識している。

地域医療対策について



■質問■

1、岩内協会病院の救急医療体制は、どのようになっているか、医師の確保の状況も含め伺う。

2、「地域包括ケアシステム」については地域が主役で行政や事業者はもとより、地域住民もその担い手として積極的参加が期待されるとしている。協会病院の医師不足による、救急医療業務停止を再発させないため、行政としてできることに、住民と医療機関の連携を図ることではないかと考えるが、幸い協会病院の努力によって、「医

療を考える会」が発足し、前項の「包括ケアシステム」に向けても、大変有用な組織であり、行政として積極的にこの会を支援育成し、岩内町は医師を大切にすると町であることアピールしていく必要があると思うが、見解伺う。

■町長■

1、常勤医師と派遣医師で体制を構築し、救急対応時間帯には、医師、看護師、検査技師等が病院、自宅で待機している。

本年1月の小児救急を除いた救急患者受入休止から4月の一部再開、さらに7月からは、受入時

間帯を拡大している。

医師確保の状況は、協会本部に医師確保専任の「医師招聘対策室長」を配置し、各方面への働きかけを進めるとのことである。

2、地域包括ケアシステムの担い手は、医療機関、介護保険事業所などの専門家のほか、高齢者の日常生活を支える、民生委員、町内会、老人クラブ、ボランティアなど、地域の住民自身である。「地域医療を考える会」は、医師不足や救急医療等に対し、非常に有意義な活動し、町も中心メンバーの方々と積極的に情報交換し、主催する学習会への参加などの協力をしている。地域包括ケアシステムの構築においても、一層の活躍を期待する。

「救急医療体制」の安定には、住民・医療機関・行政が共通理解のもと、できることに取り組んでいくことが、個々の医師が医療に従事する環境の改善に繋がると考える。



自治体間の「協約」

制度について

■質問■

1、本年5月23日に成立した改正地方自治法では、地域を支え、活性化を図る新たな広域連携の仕組みとして「連携協約」制度を創設したが、町の地域振興及び活性化に向け本制度の活用を図るべきと考えるが、どう考えているか。

2、この新制度は、これまでの一部事務組合、あるいは広域連合等の既存の組織を見直す契機となるものと考えているか。

■町長■

1、本協約は、より広域連携を促進するため、自治体間で地域の実情に応じ、締結や紛争解決の手続き、政策面での自由な役割分担、組合や協議会を作らないなど、より簡素で効率的な自由度を

拡大した制度である。

連携協約制度の詳細は示されていないが、本町の処理する事務で住民サービスの上昇に繋がるのであれば、検討が必要と考える。

2、自治体の共同事務には、地方自治法に基づき、一部事務組合や広域連合、機関の共同設置などがある。

本町では、その業務の目的や効率性などにより、近隣町村等と一部事務組合や機関の共同設置などを行っている。

現行の一部組合などを直ちに見直すのではなく、自治体が処理する事務で、連携協約制度が有効的であるものを検討するため、国からの情報に注視する。

■再質問■

平成の合併の目的として町長が述べた事項については、少なくとも北海道との協約により解決に近づくのではないか。

法律ができた以上、地域の自主性、自己決定自己責任という地方分権のもとでは、国から、地方への指示などはあり得ないと思うが如何か。

■町長■

法律の施行日は、公布の日から6カ月以内に政令で定める日とされており、その後省令も公布されると考えることから、その内容により検討したい。

平成25年度一般会計決算

と事業評価について

■質問■

行政改革は不断に行われるべきであり、その原点ともいべき事業評価は、本町においても、現在、導入に向けて検討中のようであるが、平成25年度決算において予算額に対し、教育費、農林水産業費、民生費の三つについては、毎年度支出割合が低いものとなっている。これは枠配分予算の後遺症ではないか。いわゆる「PDCA」による検討がまったくなされていないのではないか。

いわゆる「不用額」は平成22年度3億6600万円、平成23年度3億8500万円、平成24年度3億6900万円、平成25年度約4億8700万円となっており、少な目に見積もつても毎年、2億円相当の事業が可能であったと思うが、如何か。こんな状態でも

なお行政評価導入を検討する段階なのか。早急に導入すべきでないか。

■町長■

1、平成22年度以降の支出割合は、工事や委託業務等の落札差額や補助事業の内示額の減少等により不用額が影響しているもので、枠配分予算編成の後遺症の認識はない。

2、予算編成は、前々年度の決算値や前年度の状況により事業内容や要額を審査し予算計上に至っているの、一定の評価はしている認識である。今後とも、より効果的な評価手法を検討していく。

3、各年度、各事業は概ね予定通り実施しているが、結果として不用額が生じている。これは予

算執行上想定されるもので、2億円相当の事業が可能である認識はない。そのため行政評価の導

「再生エネルギーの検討」

について

■質問■

再生エネルギーの検討について平成25年度、26年度町政執行方針で述べているが、検討はどの程度進んでいるか。検討の視点について伺う。

この検討は、自然再生可能エネルギーを通じた地域活性化を図ろうとするものであると思うが、岩内の海上で風力発電が事業として成り立つかどうかの検討、企業立地の可能性を探るといったものなのか。それとも町が事業主体となって電力小売り業者に売電することを検討しようとするものであるのか、その検討の内容について具体的に伺う。

入は現段階では考えていないが、予算編成の事務事業評価の導入は検討していく。

平成26年度は漁業関係者と情報共有を図るための先進地事例調査を実施し、当地域における海洋再生可能エネルギーの可能性について、引き続き調査・検討を進ると述べているが、漁業関係者と先進地事例調査は実施したのか。

先進地はどこを選定したのか。

■町長■

地球温暖化や環境への影響が懸念されている今日、再生可能エネルギーは、地球に優しいエネルギーとして普及・拡大する取り組みが、全国各地で進められている。

本町としても、地域の有効な資源を活用し、地域の産業振興などに利活

用することは、大変意義あることと考えており、洋上風力発電をはじめ、太陽光発電や地熱発電、小水力発電などの再生可能エネルギーに関する会議や講演会の参加、再生可能エネルギー事業者とのヒアリングなどを行い、情報収集に努めながら実現可能性や効果などについて検討を進めているところである。

本年度は、風力発電などの適正な環境配慮を確保した健全な立地を円滑に進めていくために国が実施する、風力発電等環境アセスメント基礎情報整備事業に、岩内町沖・寿都町沖が選定され、現在、国からの受託事業者が、岩内町沖約3700ヘクタールの海域で生育する動物・植物等の環境要素を、漁業者の協力を得ながら現地調査を実施しており、これら調査の結果は、環境省の「環境アセスメント基礎情報データベースシステム」の情報として収録されることとなっており、この結果も踏まえながら、実

現可能性等について検討したい。

これまでの検討では、浮体式の洋上風力発電事業は、まだ実証研究段階で、商業ベースでの総事業費は見通せないため、現時点で、町が事業主体となつて発電事業を行うことは想定せず、国・地方自治体、企業、大学などが連携する、「産学官コンソーシアム」を通じた事業展開を模索している。

洋上風力発電事業については、漁業者の理解と協力が必要不可欠であることから、情報の共有を図るため、先進地事例調査を、11月上旬に「福島県沖の浮体式洋上ウインドファーム」と、茨城県神栖市の着床式洋上風力発電施設の2箇所にて行う予定である。

議 会 日 誌

8月	2日	第42回いわない怒濤まつり開催式
	8日	岩内町戦没者追悼式
	21日	後志町村議会議員研修会 泊村
	26日	役場庁舎問題特別委員会
	27日	原子力発電所問題特別委員会
	28日	社会文教委員会
	29日	建設産業委員会
9月	1日	総務委員会
	2日	議会運営委員会
	5日	第3回定例会招集・決算特別委員会招集
	8日	決算特別委員会
	13日	第66回岩内町敬老会
	16日	第3回定例会再開 19日まで
	21日	岩内消防団 秋季消防演習
10月	1日	各派代表者会議
	2日	共同募金街頭運動
	3日	一般国道276号岩内共和道路整備促進期成会総会 及び要望会
	8日	各派代表者会議
	14日～15日	議会活性化委員会視察 栗山町・白老町
	20日～22日	総務委員会所管事務調査 上富良野町・稚内市
	22日	広尾町議会視察（サポートセンター）
	24日	北海道原子力防災訓練
	27日～28日	後志町村議会議長研修会
	29日	天塩町議会視察（サポートセンター）



編 集 後 記

「議会だより百二十六号」をお届けいたします。第三回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見・ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

（議会運営委員会）

